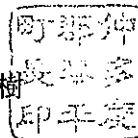


令和 7 年琴平町公告第 41 号

「琴平町高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務」の制限付公募型プロポーザルに係る手続の開始について、次のとおり公告します。

令和 7 年 8 月 18 日

琴平町長 片 岡 英 樹



1 業務名

琴平町高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

2 業務の目的

別紙「琴平町高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務仕様書」のとおり

3 業務内容

別紙「琴平町高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務仕様書」のとおり

4 契約金額上限

【令和 7 年度】 2,826,500 円

【令和 8 年度】 3,190,000 円

※消費税及び地方消費税を含む。

5 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6 選定方式

制限付公募型プロポーザル方式

7 参加資格要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和 7・8 年度琴平町競争入札参加資格者名簿（役務提供）に登録され、かつ計画策定業務を申請業種として届け出ていること。
- (2) 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、琴平町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要綱（平成 24 年告示第 57 号）第 2 条第 1 項の規定に定める指名停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定する者に該当していないこと。
- (4) 香川県暴力団排除推進条例（平成 23 年香川県条例第 4 号）に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団等ではないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の

当該条例に違反する行為がないこと。

- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条もしくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項もしくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく市町村介護保険事業計画の策定支援業務の委託実績がある者であること。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書（別添様式第 1 号）

イ 技術提案書

提案書は、A 4 サイズ。下記事項については、必ず記載すること。なお、会社パンフレット等既存の書類は A 4 サイズ以外も可。

(ア) 会社の概要（パンフレットも可）

(イ) 業務実績（過去 5 年以内）

(ウ) 業務実施体制について（業務責任者及び担当予定技術者の過去の実績、業務要員体制（担当者の人員数、配置職種、チーム構成など））

(エ) 本業務について、どのようなコンセプトで取り組むのか等の説明（理念・方針）

- ・本業務を実施するにあたり、重要と考える点

- ・高齢者保健福祉・介護保険事業に対する考え方

(オ) 本業務の具体的な実施内容（スケジュール予定、具体的な業務実施内容について）

(カ) 独自提案を行う場合は、その実施内容（本業務と別に記載すること）

(キ) 取得している場合は、個人情報保護等に関する公的資格証明書等の写し

ウ 見積書（任意様式）

- ・内訳、積算根拠を記載し、必ず、代表者印を押印すること。

- ・年度ごとの業務に分けて、各 1 部提出すること。

(2) 提出部数

参加表明書及び見積書 1 部

技術提案書 正本 1 部、副本 9 部（※副本には、会社名は記載しないこと。）

(3) 提出期限

参加表明書

令和 7 年 9 月 10 日（水）17 時まで（必着、郵送可）

技術提案書及び見積書

令和 7 年 9 月 17 日（水）17 時まで（必着、郵送可）

(4) 担当課（提出先）

琴平町住民福祉課 高齢者福祉係（担当 中村）
〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10
電話番号 0877-75-6706
Fax 番号 0877-75-6721
E-mail jyuminfukushi@town.kotohira.lg.jp

9 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間 公告の日から令和 7 年 9 月 5 日（金）17 時まで

イ 受付方法 質問票（任意様式）により、上記担当課のメールアドレスに送信し、その旨を電話にて連絡すること。電話、ファックス及び直接来庁による質問には応じない。質問票には、会社名、担当者名、連絡先及び回答用のメールアドレスを記載すること。

ウ 受付場所 8 (4) の担当課

(2) 質問に対する回答

令和 7 年 9 月 9 日（火）17 時までに、質問票を提出した者及び回答日までに参加表明書を提出した者に、各届に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。

10 判定方法及び評価基準

提案書類等の判定は、琴平町プロポーザル方式取扱規程（平成 29 年琴平町訓令第 7 号。以下「規程」という。）第 4 条を準用し、プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(1) 判定手順

判定に当たっては、8 (1) の提出書類について評価基準に基づき採点し、最高得点の提案者（技術提案書の特定者）を受託候補者として決定する。

採点に当たっては、委員会委員がそれぞれ採点し、それらの合計点により点数を算出する。

評価基準は、別添のとおりとする。

(2) 判定結果の通知

判定結果については、すべての提案者に書面で通知を行う。

通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（琴平町の休日を定める条例（平成 4 年琴平町条例第 18 号）第 1 条第 1 項に規定する琴平町の休日を除く。）以内に、書面により、町長に対して、非特定理由についての説明を求めることができるものとし、町長は、非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に、書面により回答するものとする。

(3) 判定結果等の公開

判定に関する情報の公開は、判定終了後に行う。

公開基準については、規程第 19 条別表のとおりとし、提案者は、当該公開内容を了解のうえ参加するものとする。

11 失格条項

次のいずれかに該当する場合には、当該提案者を失格とし、その提案は無効とする。

- (1) 提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 見積金額が契約金額上限を超えた場合
- (4) 正当な理由なく提出書類を提出しなかった場合

12 契約の手続

受託候補者として決定した提案者との協議が整い次第、速やかに契約の手続を進めるものとする。なお、提案内容は、町と提案者との協議により必要が生じた場合に修正することができる。

受託候補者として決定した提案者が契約を辞退したとき、又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次席者と契約の手続を進めるものとする。

また、契約保証金は、琴平町契約規則（平成 24 年琴平町規則第 1 号）第 32 条及び第 33 条の規定によるものとする。

13 その他

- (1) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案書は、返還しない。
- (3) 提出された技術提案書は、提案者に無断で使用しない。
- (4) 技術提案書に記載した予定技術者は、変更することができない。
- (5) 琴平町情報公開条例（平成 18 年琴平町条例第 2 号）に基づく公開請求があった場合は、同条例に則った対応をすることに留意すること。

14 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公告・実施要項等の公表 (町内掲示板及び町ホームページにて公表)	令和 7 年 8 月 18 日 (月)
質問書の提出期限	令和 7 年 9 月 5 日 (金) 17 時必着
質問に対する回答	令和 7 年 9 月 9 日 (火) (メール又は電話)
プロポーザル参加表明	令和 7 年 9 月 10 日 (水) 17 時必着
提案資格確認結果通知書	令和 7 年 9 月 12 日 (金) 発送
企画提案書の提出期限	令和 7 年 9 月 17 日 (水) 17 時必着
審査 (書面審査)	令和 7 年 9 月 22 日～末日 (予定)
選定結果通知	令和 7 年 10 月 3 日 (金) 発送

別添

〔評価基準〕

区 分	評価項目	評価内容	配点
技術提案内容	仕様書内容の反映度	提案内容は仕様書に基づき、その目的・内容を十分に反映しているか。	5 5
	提案内容の実現性	提案内容が具体的かつ実現性があるか。	
	現状把握	高齢者保健福祉施策及び介護保険施策の現状と展望について、国・県・町の動向を踏まえ、的確に把握しているか。	
	現状の分析	本町の現状と課題を的確に把握しているか。	
	創意・工夫	計画策定方法等に創意工夫がなされているか。	
	独自提案	業務に当たって新たに提案できる事項や本町にとって有益な独自提案が示されているか。	
	スケジュール	業務履行期限内に無理なく完了できる計画的かつ適切な工程が組まれているか。	
業務の実施体制	業務責任者の知識・経験	業務責任者としての計画策定業務の経験数はどうか。	2 5
	担当技術者の知識・経験	担当技術者としての計画策定業務の経験数はどうか。	
	人員配置	適切な業務を遂行できる人員配置であるか。(手持業務量との関係等)	
企業評価	事業実績	類似の計画策定業務の実績が豊富であり、業務の確実な実施能力を有しているか。	1 0
見積書	見積の妥当性	見積金額及び費用積算根拠は妥当であるか。	1 0

(別紙)

琴平町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務仕様書

1 業務名

琴平町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務

2 目的

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき、令和9（2027）年度から令和11（2030）年度における高齢者保健福祉計画の総合的な推進を図るため、また、医療・介護・予防・住まい・生活支援に関わるサービスを包括的に提供していく「地域包括ケアシステムの構築」を目指すために、民間事業者の高い専門性や知識・蓄積データ等を活用して、琴平町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画の一体的な計画を策定する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（2年事業）

4 委託業務内容

仕様の基本事項は以下のとおりであるが、これらを踏まえた上での自由な企画提案も可とする。

【令和7年度の事業内容】

令和6年3月に策定した、琴平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を踏まえ、本町における課題等を整理し、さらに高齢者福祉事業及び介護保険事業（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下同じ。）等に係る制度改正の動向を把握、調査・分析を行い、実態把握調査を実施する。

業務内容は、次に掲げる内容を基本とする。なお、この業務内容は現時点のものであり、今後、国の新たな制度設計、計画策定に係る通知等の内容によっては、変更が生じることがある。

(1) 現況把握作業

琴平町における現状と課題の整理を行い、地域の実情や特性を活かした計画策定を行うため、既存資料（統計資料、行政資料）等を整理分析する。

・琴平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の進捗状況の把握と分析

- ・上位計画及び関連計画の動向と把握
- ・現計画見直しに関わる国・県・その他地方公共団体の動向等の情報収集及び提供
- ・国、県計画との整合性の吟味
- ・高齢者の状況・生活環境の把握
- ・高齢者福祉事業等実績の把握
- ・介護保険事業実績の把握
- ・地域支援事業実績の把握
- ・介護保険サービスの利用実態の把握

(2) アンケート調査

調査票の印刷、配布回収作業、集計及び分析を行い、報告書として取りまとめる。

① 調査内容及び調査仕様は、次のとおりとする。

調査名	対象者	件数	回収率見込
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護1～5以外の高齢者	1,000	70%
在宅介護実態調査 ※配布回収作業は町が行う。	在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける（受けた）方	約400	70%

- ・調査票は、国から示される調査票案に基づき本町と受託者で協議のうえ、本町独自の項目を追加し、ニーズ把握に適した設問とすること。
- ・記載者の負担軽減のため、見やすく、記入しやすい調査票となるよう設問内容、設問配置等について工夫・配慮し、作成すること。

② 調査の実施等（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のみ）

- ・調査票はA4版とし、受託者が用意すること。
- ・調査依頼文（趣旨説明）は、本町と受託者で文面を協議のうえ、受託者が用意すること。
- ・調査票発送用の封筒（角2サイズ）の用意、封入作業は受託者が行うこと。
- ・返送用の封筒（定型最大：長3サイズ）は受託者が用意すること。
- ・発送用宛名シールは本町が用意し、貼付作業は受託者が行うこと。
- ・調査票は、郵送配布し、郵送回収とすること。
- ・本調査にかかる郵便料金については、全額受託者の負担とすること。
- ・町の判断により調査に対するお礼及び催促状を受託者が作成し郵送すること。

③ 調査票の集計

- ・回収した調査票は入力のうえ、単純集計及びクロス集計・因果分析等を実施すること。
- ・自由回答欄についてもすべて入力すること。
- ・調査結果のデータを入力すること。

③ 調査結果の分析

- ・現状の課題を分析すること。
- ・分析コメント、調査結果の統括を行うこと。
- ・高齢者福祉事業、介護保険事業等の量の見込みの算定に資する内容であること。

(3) 調査報告書の作成及び成果品の納品

- ・調査報告書の構成は本町と受諾者で協議の上決定し、集計表、グラフ等は見やすくなるよう工夫すること。

- ・誤字・脱字の検査を行うこと。

- ・次のとおり成果品を本町が指定する期日までに納品すること。

- ・調査結果報告書 50部（A4版、単色刷）
- ・上記調査報告書の電子データ（CD-R） 1部

※電子データについては、Excel形式又はWord形式を使用して閲覧・修正が可能な形式及びPDF形式で提出すること。

【令和8年度の事業内容】

令和7年度までに実施したすべての調査の分析結果及び「琴平町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画」の進捗状況、現行の本町の高齢者福祉事業等及び介護保険事業の実績、高齢者福祉事業、介護保険事業等の関係機関における今後の意向、国・県の動向等を踏まえ、本町における各種行政計画との整合性が保たれた事業計画の立案から計画書作成までの業務を行う。

業務の内容は、次に掲げる内容を基本とする。なお、この業務内容は現時点のものであり、今後、国の新たな制度設計、計画策定に係る通知等の内容によっては、変更が生じることがある。

(1) 最終的な現況整理作業及び課題分析

本町における現状と課題の整理を行い、地域の実情や特性を活かした計画策定を行うた

め、既存資料（統計資料、行政資料）等を整理分析する。

- ・琴平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況の把握と分析
- ・上位計画及び関連計画の動向と把握
- ・現計画見直しに関わる国・県・その他地方公共団体の動向等の情報収集及び提供
- ・国、県計画との整合性の吟味
- ・高齢者の状況・生活環境の把握
- ・高齢者福祉事業等実績
- ・介護保険事業実績
- ・地域支援事業実績
- ・介護保険サービス（地域支援事業含む）の利用実態、給付費・事業費等の分析評価
- ・実施した各調査の分析

(2) 関係機関ヒアリング及びアンケートのサポート

計画の策定に際して、当事者団体、住民活動組織、福祉サービス提供事業者等へのアンケート（アンケート原案の作成、結果集約、分析）、ヒアリング（ヒアリング資料作成、実施、とりまとめ）を行い、現状の把握・分析を行う。

※詳細は受託者と協議のうえ決定する。

(3) 会議等の運営支援

琴平町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に、事務局の一員として出席する。

- ・担当研究員の策定委員会出席（年数回程度を予定）及び説明支援を行うこと。
- ・提出資料作成、議事要旨作成等（資料は、策定委員会の開催日1週間前の送付に間にあうよう完成させること。）
- ・策定委員会で出された意見の集約及び対応策の提案
- ・事務局との打ち合わせ（随時）、必要に応じて庁内検討会議運営支援

(4) 各サービス目標値の推計

- ・将来人口推計、介護認定者数等各サービスの推計及び分析
- ・高齢者福祉事業量の推計及び分析
- ・介護保険事業量、保険料推計及び分析、介護保険事業量見込量の確保のための方策の検討
- ・各事業の進捗管理のための指標及び数値目標の設定
- ・国の見える化システムへの入力補助

(5) 重点的に取り組む事項・課題の検討

- ・地域包括ケアシステムの推進及び在宅医療介護連携の取組
- ・認知症支援施策の充実
- ・介護予防及び自立支援・重度化防止施策の推進
- ・その他、本町のニーズに基づいた事業等

(6) プランニング作業

策定委員会での意見や調査結果、現状分析結果をもとに、事務局との協議を重ねながら、琴平町の実情に即した計画策定を行う。

- ・実施した調査や人口推計等に基づき、目標の設定・目標事業量の推計を行い、具体的な支援施策に反映させること。
- ・利用見込みの算定をもとに、高齢者福祉事業、介護保険事業等の確保方策・実施時期の素案及び原案を作成すること。
- ・高齢者福祉事業等及び介護保険事業の提供体制の具体的な整理をすること。
- ・国より提示された基本指針、県が作成する計画、本町の基本構想・長期計画、既存の関連計画等との整合を図ること。
- ・パブリックコメント、策定委員会の意見等を踏まえ、計画全体の検討に対し、助言及び整理を行うこと。
- ・新たな「介護保険料」の設定における検討を行うこと。
- ・確定した事業計画の計画書を作成すること。
- ・事業計画の構成は、本町と協議のうえ、図や表等を用い見やすくなるように工夫すること。
- ・保険者機能強化及び保険者努力支援の取組みの一環として、事業評価の視点を盛り込み進捗管理及び評価が行える計画策定とすること。

(7) パブリックコメント実施支援

パブリックコメントの実施への支援を行う。実施時期については、策定進捗状況等を勘案し、受託者と協議のうえ決定する。

- ・パブリックコメントの資料作成
- ・パブリックコメントでの意見の集約、意見に対する本町の考え方の公表に係る一覧作成、琴平町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画への反映

(8) 計画書の作成及び成果品の納品

策定委員会での承認を得た後、計画書として取りまとめる。本町が指定する期日までに納品すること。

- ・計画書概要版 簡易製本（A 4 版、2 色刷） 10 部
- ・計画書 印刷物（A 4 版） 150 部
- ・計画書及び計画書概要版の電子データ（CD-R） 1 部

※電子データについては、Excel 形式又は Word 形式を使用して閲覧・修正が可能な形式及び PDF 形式で提出すること。

（9） その他

- ・その他、本業務にあたり必要と考えられる支援

5 業務の履行

業務の履行に当たっては、業務内容を十分に理解し、経験と専門技術を有する担当者を用い、十分な人員体制により、町と密に連絡を取りながら誠実に履行すること。

なお、開庁時間外においても会議等への出席等が想定されることから、電話連絡等について担当者の対応が可能となるよう体制を整えておくこと。

6 その他

- （1） 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本町と協議のうえ決定する。
- （2） 本業務の履行により知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。本業務において知り得た個人情報については、琴平町個人情報保護条例（平成 17 年琴平町条例第 14 号）の関係条文等を遵守し、かつ、その取扱い等については、本町の指示に従わなければならない。
- （3） 受託者は、本業務終了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合には、速やかに委託者に報告・修正しなければならない。
- （4） 業務遂行に必要な資料の収集は、受託者が行うものとするが、本町所有の資料については、借用書の提出を受けたうえ貸与するものとし、業務完了時に返納しなければならない。
- （5） 成果品における著作権等の権利は、本町に帰属する。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

琴平町長 様

住所
名称
代表者

参加表明書

令和 年 月 日付けで公告のあった、下記の業務に係るプロポーザル方式について、参加を表明いたします。

業務名：琴平町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail

